

「Tokyo Future Work Award」

令和7年度募集要項（東京の未来の働き方推進事業）

エントリー概要

エントリー方法	申請はオンラインにて受け付けます。 「マイページ」のエントリーフォーム（以下「フォーム」という。）からエントリーしてください。 ※事前に「東京サステナブルワーク企業」に登録する必要があります。
提出書類	エントリー及び審査の過程で必要な書類等については、別紙1「提出書類等一覧」をご確認ください。
受付期間	令和7年6月9日（月）～9月30日（火）17時
問合せ先 （事務局）	東京の未来の働き方推進事業事務局 電話：080-3488-9379（平日9時～17時） メール： sus-work.tokyo@tohatsu.co.jp ※本事業は、運営をデロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社に委託し、実施しています。
エントリーに関する 留意事項	ア エントリーフォーム提出後の加筆・修正はできません。 イ 提出書類は返却しません。あらかじめご了承ください。 ウ 提出書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他関係法令を順守します。 エ エントリーされた内容について、審査に先立ち東京都職員又は東京の未来の働き方推進事業事務局から電話等で確認をさせていただく場合があります。



TOKYO SUSTAINABLE WORK

1. 目的

「東京の未来の働き方推進事業」は、企業等が多様な働き方を推進するとともに、テクノロジーを活用した生産性の高い新しい働き方の機運醸成を図ることを目的としています。本事業内で実施する「Tokyo Future Work Award」表彰制度は、先進的な働き方を推進する企業を「Tokyo Future Work Award」として表彰するものです。

2. 対象

次の（１）～（１０）をすべて満たしている必要があります。

- （１）東京都内で事業を営んでいること。法人においては本店所在地が東京都内に所在すること。
- （２）常時雇用する従業員が２人以上 300 人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人等であること。
- （３）「東京サステナブルワーク企業」に登録していること。
- （４）※「東京サステナブルワーク企業」の要件を満たし、登録を申請中の場合もエントリーを受け付けますが、エントリー期限までに登録が決定しない場合は、エントリーを無効とします。申請日までの過去５年間に重大な法令違反等がないこと。また、労働関係法令を遵守していること。
- （５）厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。
- （６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- （７）暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- （８）都税を滞納していないこと。
- （９）東京都のホームページ等において、企業の実績内容の公表が可能であること。
- （１０）「Tokyo Future Work Award」を受賞した場合、表彰式（令和 8 年 1 月中旬、都内（23 区内）を予定）に参加できること。

※ただし、過去に大賞を受賞した企業等は、応募することができません。また、優秀賞・奨励賞を受賞した企業等は、最後に受賞した年度から３年間は応募することができません。また、再応募する際には、過去の取組と同一の内容ではなく、新たに取り組んだ内容としてください。

3. エントリー内容

働き方改革として主体的に推進している取組について、エントリーしていただきます。下記の視点から、可能な限り複数を書き入れ、取組や成果を具体的に記載してください。

- （１）多様な働き方に関する取組（「東京サステナブルワーク企業」登録における取組状況 等）

- (2) 持続可能な働き方に向けた取組
- (3) テクノロジーを活用した生産性の高い働き方への取組
- (4) 他の中小企業の模範となる取組
- (5) (1)～(4)以外で未来の働き方を目指した独自の取組

4. エントリー（詳細）

(1) エントリー受付期間

令和7年6月9日（月）～9月30日（火）17時

(2) エントリー方法

- (ア) 事前にご登録いただいています「マイページ」の「Tokyo Future Work Award のエントリー」ボタンからエントリーしてください。
- (イ) エントリー時に必要な情報及び提出書類については別紙1「提出書類等一覧」（P.6）をご確認ください。
- (ウ) エントリーフォーム提出後の加筆・修正はできません。別紙2「エントリーフォーム記入上の留意事項」（P.8～P.18）をご確認の上、エントリーをしてください。
- (エ) エントリー内容や提出書類に不備がある場合は、確認のご連絡をさせていただきます。

5. 審査

審査は、学識経験者及び有識者等で構成される「Tokyo Future Work Award 審査会」において、厳正かつ公正に行います。申請企業と明らかな利益相反の関係にあると認められる審査委員は、当該企業の審査には関与しません。審査の途中経過及び審査結果・内容についてのお問合せには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

(1) 審査基準

取組の独自性 働き方の多様性	・働き方改革を推進する取組やその運用に独自の工夫がある。 ・多様で柔軟な働き方を従業員が選択できる制度を導入し、利用実績がある。 ・取組を社内で周知し、従業員への理解と利用促進を図っている。
持続可能性	・従業員の働きがいやエンゲージメント向上に向けた取組を推進している。 ・取組の評価・改善を図っている。 ・SDGsに資する経営に取り組んでいる。
テクノロジーの活用による生産性向上	・企業の業務内容等に適したデジタル化を推進している。 ・RPA、AI等の先進技術を活用している。 ・テクノロジーの活用により、業務効率化や生産性向上を実現している。
普及性・模範性	・取組を広く発信し、社会への普及を図っている。 ・都内中小企業等のロールモデルとなり得る働き方を推進している。

(2) 審査方法

以下の結果を総合的に審査し、東京都が表彰企業を決定します。

ア 一次審査（書類審査）

エントリー書類をもとに、エントリー要件の確認や社内の取組状況について、専門家・有識者等が書類審査を行います。

※一次審査（書類審査）を通過した企業には、「イ 一次審査（訪問調査）」の日程調整のご連絡をいたします。

イ 一次審査（訪問調査）

都が委託した外部専門機関が、上記「ア 一次審査（書類審査）」を通過した企業に現地訪問し、取組内容等についてヒアリングを行います。

※ヒアリング時又は後日、インタビュー動画等を撮影します。本動画データについては、「8（2）PR 動画の作成」（P.5）や本事業の普及促進等に使用する場合がありますので、予めご了承ください。

※一次審査（書類審査・訪問調査）を通過した企業には、「ウ 二次審査」で使用する資料の作成をお願いします。一次審査通過企業には別途ご案内いたします。

ウ 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過企業からのプレゼンテーション形式で、審査会にて審査を行い、受賞候補を決定します。プレゼンテーションは、事前に提出いただいた資料に基づき、取組内容等のご説明をしていただきます。

エ 審査結果

審査結果は、表彰式までにメールにてご連絡します。

(3) 審査に必要な資料請求等

ア 審査に当たって、追加資料の提出、説明及び追加ヒアリング等をお願いする場合があります。

イ エントリー書類等の内容が事実と異なっている場合など、表彰するにふさわしくないと判断される事由が判明した場合は、発表後であっても受賞を取り消し、又は留保することがあります。

(4) 令和7年度主な審査スケジュール

ア 一次審査（書類審査）…～10月中旬頃まで

イ 一次審査（訪問調査）…10月～11月初旬頃

ウ 二次審査…11月中旬～下旬（予定）

6. 各賞及び賞金

各賞及び賞金は次のとおりです。

(1) 大 賞 50万円（1社）

(2) 優秀賞 30万円（2社程度）

(3) 奨励賞 10万円（7社程度）

※該当がない場合もあります。

7. 表彰式

表彰式において、令和 7 年度「Tokyo Future Work Award」受賞発表を行います。

大賞・優秀賞・奨励賞につきましては、表彰状及び副賞の贈呈を行う予定です。

表彰式のご案内は、最終結果を通知する際に、あわせて送付します。

- 日程 令和 7 年 1 月中旬（予定）
- 会場 都内（23 区内を予定）

8. 受賞企業に対する支援

（1）賞金の授与

今後のさらなる取組や普及周知に向けた支援として賞金を授与します。

（2）PR 動画の作成

東京都が、企業の取組内容や表彰式の様子を編集して PR 動画を作成します。

（3）都主催イベント及び東京都ホームページ等での紹介

東京都が主催する関連イベントや各種広報媒体において、企業の取組内容を紹介します。

（4）事業サイトでの紹介

本事業サイト（<https://mirai-hatarakikata.metro.tokyo.lg.jp/>）において、企業の取組内容を紹介します。

9. その他

（1）次のいずれかに該当した場合には、「Tokyo Future Work Award」受賞を取り消すことがあります。

ア 表彰内容又はこれに付した条件に違反したとき

イ 偽りその他不正の手段により選定をされたとき

ウ 受賞企業（法人その他の団体にあたっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき

エ その他法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される事由があったとき

オ 上記にかかわらず、知事が適当でないと認めるとき